

令和5年度 更生保護法人清心寮 事業成績報告書

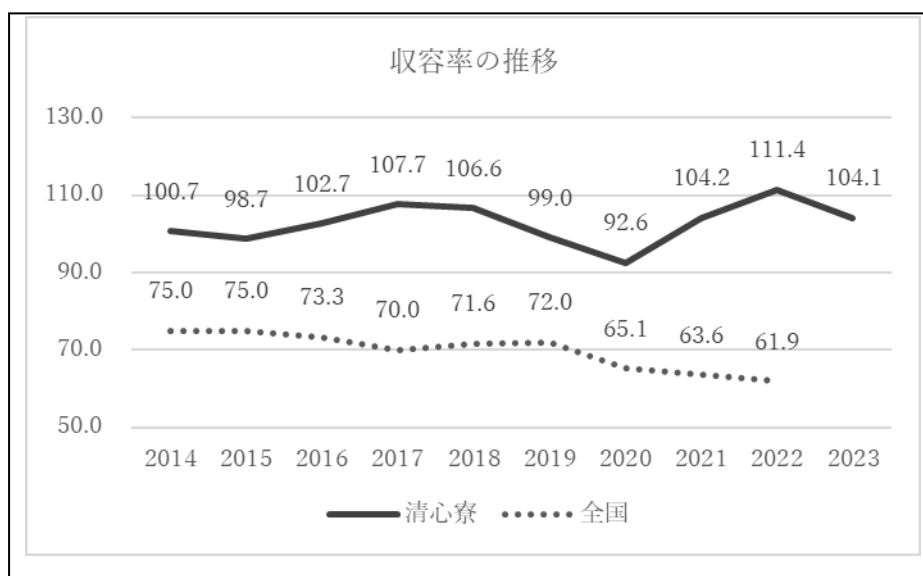
1 更生保護事業等の状況

(1) 宿泊型保護事業の実績について

ア 令和5年度も収容率100%を目標に積極的な受入れを推進いたしました。その結果、年間収容延定員に対する収容率は104.1%（前年度比▲7.2ポイント）となり3年連続で100%超の実績を上げることができました。年間実人員は111人（前年度比▲6人）、平均滞在日数は68.7日（前年度比▲0.8日、全国81.8日（令和4年度））となり、できるだけ多くの人を受け入れ早期の自立を図るという当初の目標を達成することができました。

※ 令和5年度は、8月・9月において入寮生居室の内装工事を実施したためこの間の新規入所を抑制しました。

うち保護観察対象者は99人（仮釈放者93人、保護観察付執行猶予者4人、少年院仮退院者2人）で実人員に占める割合は89.2%となりました。仮釈放者の受入れを中心にし、保護観察と一体となった立ち直りの促進に努めました。



イ 高齢者、障害者等の特別処遇対象者の受入れは28人（前年度比▲1人）となり、特別処遇指定施設における年間実人員の目安16人を大きく上回り、生活自立の困難な人の支援にも尽力しました。

処遇困難のため特定累計加算の対象になっている者は22人、うち薬物事犯者は21人であり、全体の約2割を占めました。

ウ 寮生に対しては、早期自立を目指すため、最長4か月を目安に退寮できるような計画的な自立支援を進めました。ケースごとに担当補導員を決めマンツーマンによるきめ細かな指導援助を行うとともに、宿直員を配

置し24時間対応ができるようにしました。そのうえで①宿直明けの始業時に引き継ぎを兼ねたカンファレンス、週1回の担当保護観察官との協議、理事長・観察所幹部が参加する月1回の処遇会議を実施し、全ケースについての情報共有を図り、全職員が各ケースに適切に対応できるように努めました。特に、①就労先の確保、②住居の確保、③治療・通院の支援、④就労困難者に対する福祉移行支援、⑤整理整頓など生活規律についての指導、⑥飲酒の禁止などの遵守事項遵守指導など社会生活自立を念頭にした実践的な指導援助に努めました。

また、社会貢献活動として、月1回以上寮生全員で、近隣の清掃活動を行いました

エ 外部の団体等の協力により実施した取組みは以下のとおりです。

(ア) 済生会川口総合病院のご厚意により、無料低額診療(4人)、健康診断(6回24人)、インフルエンザ予防接種(4人)を利用することができた。

(イ) 就労支援については、浦和ハローワークを介して14人が就職し、埼玉県就労支援事業者機構ほかの就労支援で協力雇用主に14人が就職した。

(ウ) 寮生の教養や情操を高めるものとして、絵手紙の会(さいたま中央更女)9回、食事会(さいたま浦和更女)3回、みんなの料理教室(蕨更女)2回、秩父旅行(秩父更女)、大宮BBSによる芋ほり・ボーリング大会・手作りバレンタインチョコ贈呈を行った。

オ 令和5年9月から開始した、委託による特定補導(基礎的処遇以外の①特定の犯罪傾向を改善するための援助、②様々な依存からの回復に向けた援助、③社会適応上の課題に対応した個別的な働きかけ、④社会奉仕活動、地域交流活動、地域生活への移行の促進を目的とした集団処遇)の実績は下記のとおりです。

(ア) 地域交流

a 食事会	2回	11人
b 絵手紙教室	7回	18人
c みんなの料理教室	2回	11人
d 秩父旅行	1回	4人

(イ) 社会奉仕

a 地域清掃	13回	134人
--------	-----	------

カ 退寮者は95人、うち円満退寮は88人で92.6%(全国82.9%(令和4年度))、無断退寮5人、再犯や遵守事項違反による事故退寮2人(薬物使用、飲酒)となっています。

有職で退寮する者は67人で70.5%(全国56.8%(令和4年度))、その他の者は、生活保護や介護福祉・障害者福祉に移行する者、県外などで就労予定の者などとなっています。

キ 矯正施設釈放者の受入れの可否を判断する生活環境調整について、清心寮への希望者が501人（前年度比▲20人）、受入れを可とする者が97人、うち面接や文書照会を経て受入れを可とする者が22人、不可又は未定の者が404人です。

（2）通所・訪問事業の実績について

清心寮退寮者や満期釈放者など一人で社会生活自立に取り組む者に、立ち直りに際しての生活課題に対する相談支援を行う訪問支援事業（保護観察期間中又は釈放から2年間の何れか長い期間）は、3年目の取組みを行いました。

支援対象の委託実人員は43人、支援回数は385回、うち、事業の中心となる訪問は238回となりました。相談支援内容は、食事、家事などの生活習慣に関する事のほか、○金銭関係、○住居問題、○健康問題、○福祉機関との協議などとなっています。

訪問支援委託終了後の生活相談を行うフォローアップ事業については、実人員が17人、支援回数は91回となっています。

（4）更生保護地域連携拠点事業の実績について

本事業は満期釈放者等による生活自立や再犯防止のための取組みに対し、地域の関係者が連携して息の長い支援を実施できるネットワークなどの仕組みを構築することを目的としています。法務省の委託事業として、2年目の取組となります。この事業は、埼玉県更生保護観察協会、埼玉県就労支援事業者機構及び清心寮が「更生保護地域連携拠点事業埼玉県共同事業体」を組織、共同体代表は埼玉県就労支援事業者機構会長、事務所は機構事務局に設置し、入札を経て下記の事業を実施しました。

ア 実施体制

地域支援コーディネーター1人、同コーディネーター補佐2人を機構職員として雇用した。

イ 事業内容

（ア）支援対象者の支援に利用できる社会資源の調査を行いわかりやすくリスト化するなどして保護観察所に報告した（22件）。

（イ）埼玉県内の4地域（熊谷市、鴻巣市、川越市、加須市）を重点地区に選定し、関係者に本事業への参画を働きかけ（131件）、うち3地域（熊谷市、鴻巣市、川越市）において地域支援ネットワークを発足させた。

（ウ）満期釈放者等に対する支援を行う支援団体に対し、①支援団体からの求めに応じ、支援に関する助言援助、②他の支援団体につなぐなどの支援、③事例研究会、広報啓発など地域支援ネットワークの充実促進に資する活動などに着手した。支援団体からの相談対応等は21件、事例検討会など支援団体の活動に対する支援は17件、支援対象者への支援は36件である。

ウ 決算については、埼玉県就労支援事業者機構の事業費として処理することとしており、清心寮の収入・支出はない。

2 更生保護法人の経営管理の状況

(1) 役員体制について

年度末現在、理事は18人、監事は2人、評議員は24人であり、定款の定数の範囲内である。理事・監事は親族制限（3親等以内親族が3分の1の1以下）及び欠格事由（破産者・刑期終了後五年未満）を満たしています。なお、反社会的組織関係者はいません。

(2) 理事会

ア 令和5年5月25日理事会（さいたま共済会館） ○議題 ①令和4年度事業報告・決算の承認 ②次期（令和5年度～7年度）評議員の選任 ○結果 出席及び書面表決により全理事の一致で承認・選任された。

イ 令和5年6月9日理事会（清心寮） ○議題 次期（令和5年度～7年度）理事長・副理事長・常務理事の選任 ○結果 出席及び書面表決により全理事の一致で選任された。

ウ 令和5年6月23日理事会（書面表決） ○議題 評議員の選任 ○結果 書面表決にて全理事一致で選任された。

エ 令和6年3月27日理事会（さいたま共済会館） ○議題 ①令和6年度事業計画・予算の承認 ②更生保護事業法改正等に伴う定款の変更 ○結果 出席及び書面表決により全理事の一致で承認された。

(3) 評議員会

ア 令和5年5月25日評議員会（さいたま共済会館） ○議題 ①令和4年度事業報告・決算の承認 ②次期（令和5年度～7年度）理事の選任 ○結果 出席及び書面表決により全評議員が賛成し承認・選任された。

イ 令和5年6月23日評議員会（書面表決） ○議題 理事の選任 ○結果 書面表決にて全評議員一致で選任された。

ウ 令和6年3月27日評議員会（さいたま共済会館） ○議題 ①令和6年度事業計画・予算の承認 ②更生保護事業法改正等に伴う定款の変更 ○結果 出席及び書面表決により全評議員の一致で承認選任された。

(4) 監事監査

5月8日に監事監査を行い事業が適正に行われていることが確認されました。

(5) 処遇会議（前掲）

理事長、常務理事、施設長、補導主任、補導職員、観察所長、次長、社会復帰対策官、保護観察官の構成で毎月実施しています。内容は、取り組んでいる更生保護事業の評価、改善策の検討、個別ケースの検討など。

(6) 会計処理

ア 経理責任者は施設長（常務理事）、金銭出納は会計責任者（事務職員）が担います。取引の決済は、施設長以外の常務理事も行っています。

イ 収入の中核をなす委託事業については、個々の寮生の受託状況は、担当の補導員各人が担い、全員の受託状況の集計を担う担当者に引き継がれます。月ごとの集計結果を施設長が決済し、委託状況の月別報告を所轄庁に報告。それを踏まえ、事務

担当者が委託費の請求を行っています。また、食事給付の集計は別の担当者が行っており、委託状況の月別報告と合致することが確認されます。それぞれの立場から委託状況を確認しているため、集計ミスや不正を防止することができます。なお、所轄庁も寮生の出入りを毎日把握しているため、委託状況の集計は双方の数値を突合する仕組みができています。

ウ 寄付については、寄付をいただいた日に寄付金収納簿への記帳、領収書の作成送付、会計伝票の作成決済を行っており、記載ミスや遺漏が無いよう複数で確認しています。

エ 支出については、その都度、伝票と領収書等との突合を行い、現金支出の場合はその都度現金残高を確認しています。月締めでは理事長が主導し、試算表と預金残高、現金残高を突合しています。

オ 令和5年度において会計事故は発生していません。

(7) 情報公開、個人情報管理

「清心寮会報」のほか、令和2年度からホームページを作成し、事業計画、収支予算書、事業報告、収支決算書、貸借対照表、役員名簿、定款その他の内部規定等を公開しています。また、寮生等の個人情報の保護を徹底し、文書の保管、不要文書の廃棄を的確に行うようにしています。

(8) 許認可・指導監督への対応

ア 資産の総額の登記：6月28日登記 6億1,830万2,453円

イ 国からの業務委託に関し、委託内容及び委託費の授受について、所轄庁からの指摘やクレームはありません。

ウ 収益事業は実施していません。したがって税制上の問題も生じていません。

エ 令和6年2月5日、保護観察所の立入検査があり、事業内容については高く評価されました（事務手続きについて若干の指摘があった。）。

(9) 施設維持管理、安全、衛生等

ア 施設の点検について毎日の自主点検を宿直担当者が実施し、各月の自主点検を点検担当者が実施し、異常のないことを確認しています。

イ 消防関係の点検は、宿直者が毎日行っています。消防訓練も実施済みです。

ウ 寮生に供される食事については、毎食の検食（試食及び保存用）を用意しています。食中毒検査の義務はありませんが、年に2回、責任者及び調理員2名計3名の検便を保健所に提出しています。異常な結果は出ていません。

冷蔵庫の温度を毎日記録するなど、より厳格な衛生管理を実施することとしています。

エ 施設設置から33年目となり、ところどころに不具合が生じています。計画的な点検に努め、令和5年度は、以下の改修を行いました（10万円以上の改修のみ掲載）。

①厨房給湯管の改修（5月）、②施設内電源の自動化（8月）、③居室の床・壁・天井の張替え（8・9月）、④防犯カメラの増設（1月）その他合せて施設補修費は約219万円（③の居室整備は助成金事業であり、特別会計で処理）

オ 事務処理のOA化をさらに進め、サーバーを設けて全データを共有化し、文書のやり取りをイントラネットにより行えるようにし、業務の高度化、簡素化を図りました。

(10) 寮生に関するトラブル

寮生が共用の冷蔵庫に保管していたアイスクリームなどの食品紛失が頻発しました。その都度、張り紙等で注意喚起していましたが、牽制のため食堂に防犯カメラを設置したところ、紛失事件は激減しました。

(11) コロナ禍での対応について

前年度に引き続きコロナ感染予防対応に万全を期しましたが、寮生1名が感染しました。ミーティングルームに隔離し、他の寮生との動線を遮断しました。

(12) 地域社会からの支援

93名の個人、法人等からの寄付をいただいたほか、寮生のための衣料品、食品、園芸植物などを提供していただきました。

(13) 社会との交流、連携

ア 地域の連絡協議会

- ① 高齢又は障害により自立が困難な矯正施設出所者等の地域生活定着支援に係る連絡協議会
- ② 埼玉県地域生活定着支援センター運営推進委員会
- ③ 埼玉社会復帰支援ネットワーク協議会
- ④ 済生会川口総合病院・生活困窮者支援ネットワーク協議会
- ⑤ 薬物対策地域連携会議

イ 研修・見学の受入れ

- ① 福祉専攻大学生（社会福祉事業大学1名、立教大学1名）の実務実習
- ② 司法修習生見学・研修（合計24名）、家庭裁判所職員研修
- ③ 矯正分野の職員研修
- ④ 大学研究者、大学生、高校生等の研修、見学、研究協力
- ⑤ 法務省、内閣府職員等の訪問
- ⑥ 県内更生女、保護司会、保護官署職員の研修
- ⑦ マスコミ取材、海外からの視察その他

ウ 地域行事への参加

岸町7丁目自治会会合（総会、定例理事会：毎月、班長会：隔月）、一斉清掃年2回、諸行事、研修旅行等に参加しました

エ 関係団体行事への出席

- ① 「第73回社会を明るくする運動」県推進委員会
- ② 経営研究会（法務省、全国更生保護法人連盟）
- ③ 関東地方更生保護事業連盟理事会・総会
- ④ 更生保護事業振興財団理事会
- ⑤ 埼玉県就労支援事業者機構理事会総会

- ⑥ 埼玉県更生保護女性連盟助成金伝達式（150万円の御寄付をいただきました。）
- ⑦ 県保護司カウンセリング研究会総会、公開講座
- ⑧ 埼玉県更生保護大会
- ⑨ 埼玉県再犯防止関係機関連絡協議会、さいたま市再犯防止推進協議会

オ 清心寮の開放（集会室等利用受入れ）施設利用

地元自治会、地元保護司会、地元更生保護女性会、コーラスグループ、
カウンセリング研究会等

3 財務の状況

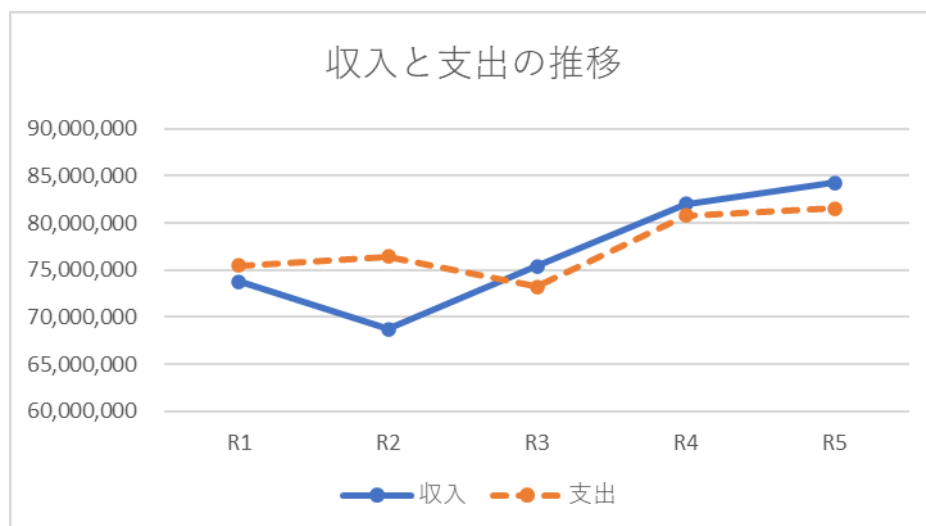
(1) 一般会計収支決算

- ア 収容率100%を目標に、身寄りのない釈放者等の受入れを推進しました。その結果、上述のとおり収容率は104.1%となり、この実績に見合う委託費収入を得ました。委託費収入は、7,119万円（前年度比160万円減）となり、予算額に比べ405万円プラスとなっています。
- イ 寄付金収入は、前年度比386万円増の961万円となりました。
- ウ 人件費については、常勤職員の月額基本給を4,000円程度増額しました。その結果、常勤職員の「給料手当」は、前年度比114万円増の3,450万円となりました。全支出に対する人件費（非常勤職員に対する「雑給与」及び「退職手当」・「福利厚生費」を含む）の比率は、59.7%（昨年度58.8%）となりました（参考：令和4年度の全国の更生保護施設の平均人件費比率は60.0%）。
- エ 施設補修費については、前述のとおり老朽化に伴い必要な措置を取りました。前年度比23万円増の219万円となりました。
- オ 物価高騰の影響を受けやすい項目をみると、「役務費」（ごみ収集、保守点検など）が30万円増の114万円、「通信運搬費」は5万円増の86万円、「印刷製本費」は4万円増の125万円となりました。一方、「水道光熱費」は、寮生にも協力を求めるなど節約した結果、前年度比58万円減の304万円、「消耗品費」も節約を励行し、前年度比42万円減の219万円、「食糧費」は23万円減の732万円となりました。
- カ 特別な支出としては、火災保険料について割引のある5年分前払いにしたため「保険料」が72万円増の101万円、前述の事務処理のOA化のためのシステム導入の費用など一時的な費用で他の勘定に該当しないものを「雑費」で払い、76万円増の147万円となりました。
- キ その他の費用については、節約を心掛け支出いたしました。
- ク 黒字が見込まれるため、運用積立金繰入収入予算300万円の利用は取り止めました。
- ケ 以上の結果、

収入は、84,251,656円（予算比+4,294,656円、
昨年度比+2,240,002円）

支出は、81,552,968円（予算比+1,595,968円、
昨年度比+733,557円）

となり、収支差額は2,698,688円となりました。



(2) 令和5年度施設整備事業特別会計

老朽化した寮生居室の壁・天井のクロス張替え及び床フローリングの張替え（和室の畳のフローリングへの移行を含む）を行い、総額7,630,700円を支出し、うち4分の3に当たる5,670,000円を更生保護事業の振興財団の助成、4分の1の1,951,700を自己資金で賄いました（自己資金は建設積立金から支出しました。）。

(3) 貸借対照表及び財産目録

ア 流動資産のうち預金は、前年度比402万円増の2億7411万円となり、流動資産合計は、前年度比791万円増の2億8607万円となっています。

イ 固定資産のうち、

① 基本財産：建物が4億916万円、定期預金が1億5000万円 合計5億5916万円

② その他の固定資産：預金が820万円 総計4,080万円

となり、固定資産合計で5億9996万円（前年度比69万円増）となっています。

ウ 流動負債は、未払金及び預り金であり合計で294万円となっています。

エ 引当金（負債）については、減価償却累計額が、2億5383万円となっています。

オ 固定負債については、退職給与引当金が1,086万円となっています。

以上の結果、資産合計886,025,357円

負債合計267,624,997円となり、

この差額618,400,360円を、

基本財産、559,159,262円
積立金 55,350,167円（運用積立金、建設積立金、建設修繕積立金）
繰越金 3,890,931円（前期繰越金及び当期繰越金の2年分）
に振り分け、正味財産としました。